

令和3年度
坂井市重層的支援体制整備事業
提供体制計画

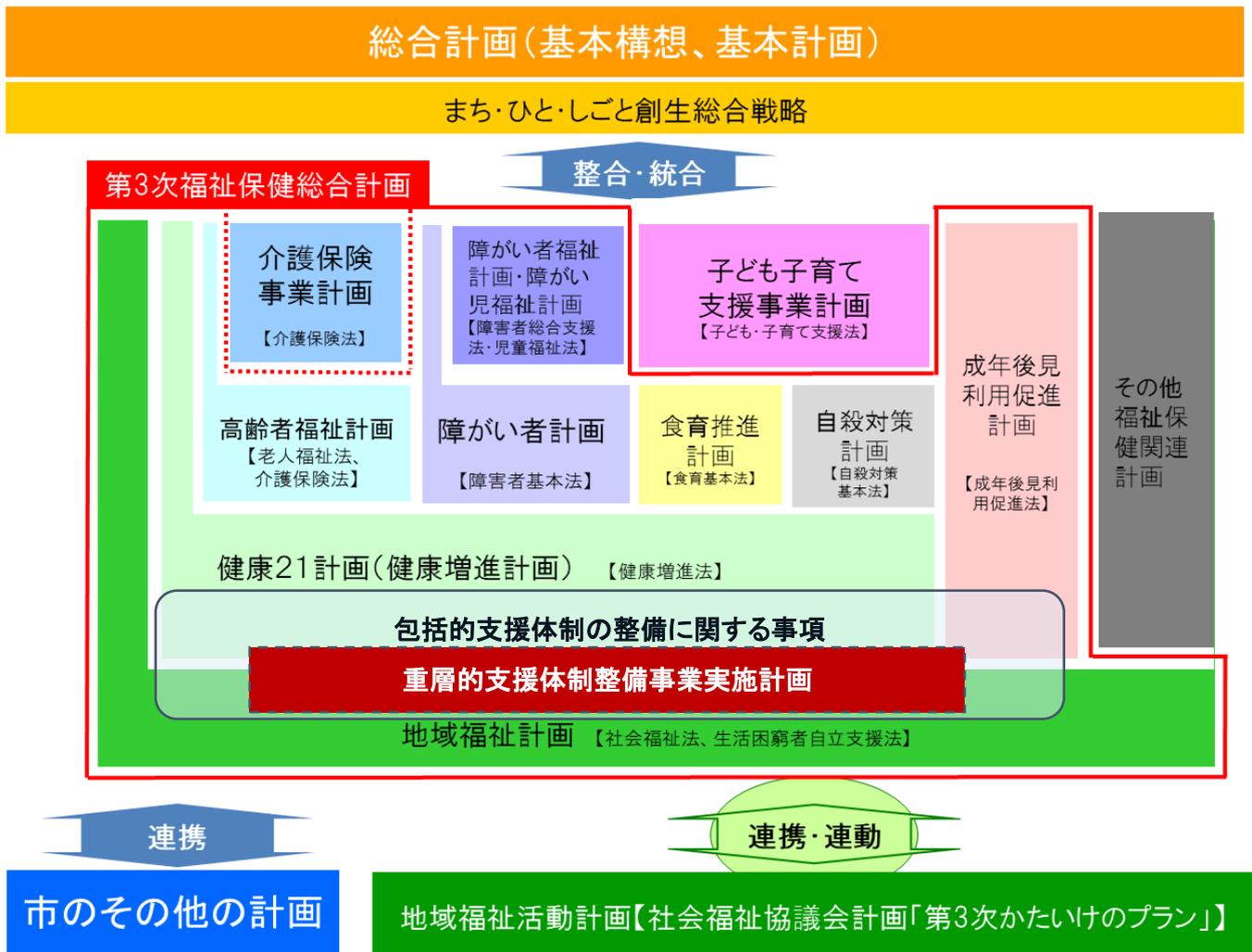
令和3年4月
坂井市健康福祉部

I 提供体制計画の位置づけ

1. 提供体制計画策定の趣旨

令和2年7月に社会福祉法が改正され、地域共生社会実現に向けた事業として、「重層的支援体制整備事業」(※)が新たに位置づけられました。また、改正社会福祉法第106条の5に、重層的支援体制整備事業を実施するにあたっては、実施計画を策定することが規定されました。

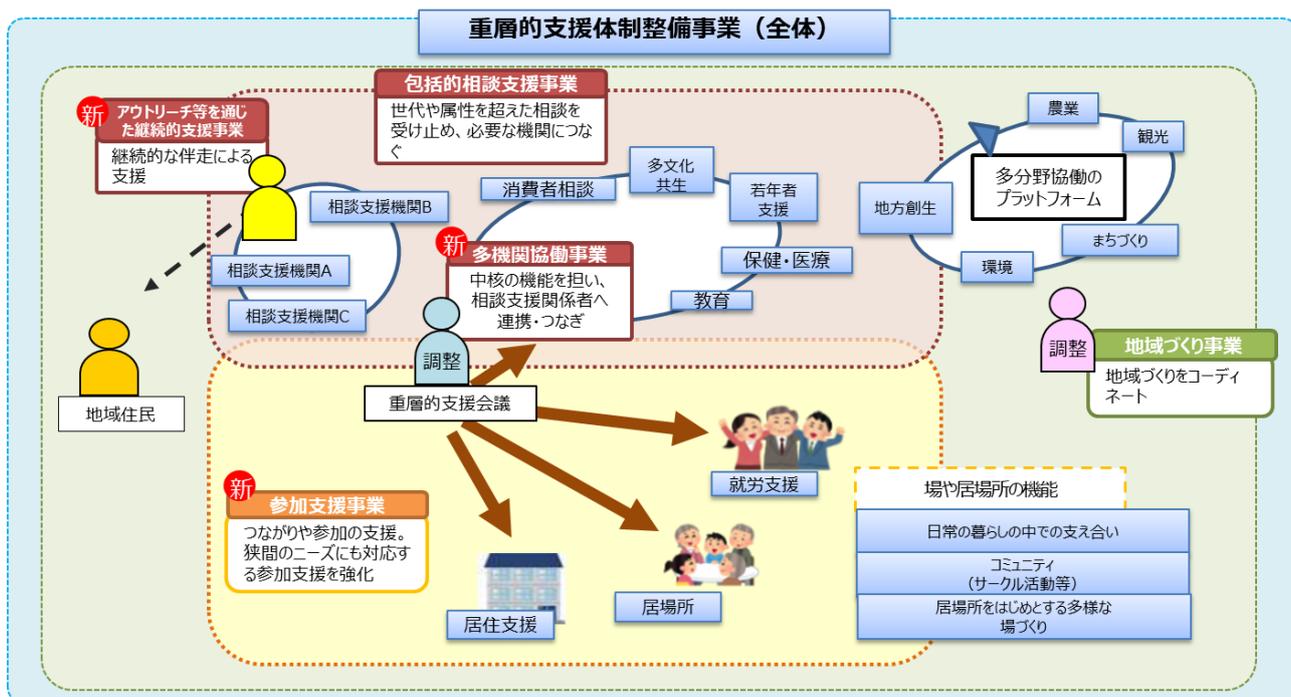
本市では、第3次坂井市福祉保健総合計画の重層的支援体制整備事業の関連事項をもって、重層的支援体制整備事業計画として位置づけ、事業の基本方針を示しております。この「提供体制計画」は、重層的支援体制整備事業の具体的な提供体制に関する事項について示します。



(※) 重層的支援体制整備事業

住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、属性毎に区切られた支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難となっています。

そのため、複雑化・複合化したニーズに対応するために、これまでそれぞれの属性毎にあった予算を一体化することにより、属性の壁を超えた包括的な支援体制を構築することを可能にする事業です。



2. 計画期間

本提供体制計画の期間は、令和3年度の1年間とし、毎年度実績等を勘案して見直しを行います。

また、福祉保健総合計画（実施計画）については、令和3年度からの6年の計画となります。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
福祉保健総合計画 (実施計画)	→ (Red arrow spanning from 令和3年 to 令和9年, with a blue box labeled '中間見直し' at the end of the 令和5年-6年 period)						
提供体制計画	→	→	→	→	→	→	→

3. 計画策定にあたっての留意事項

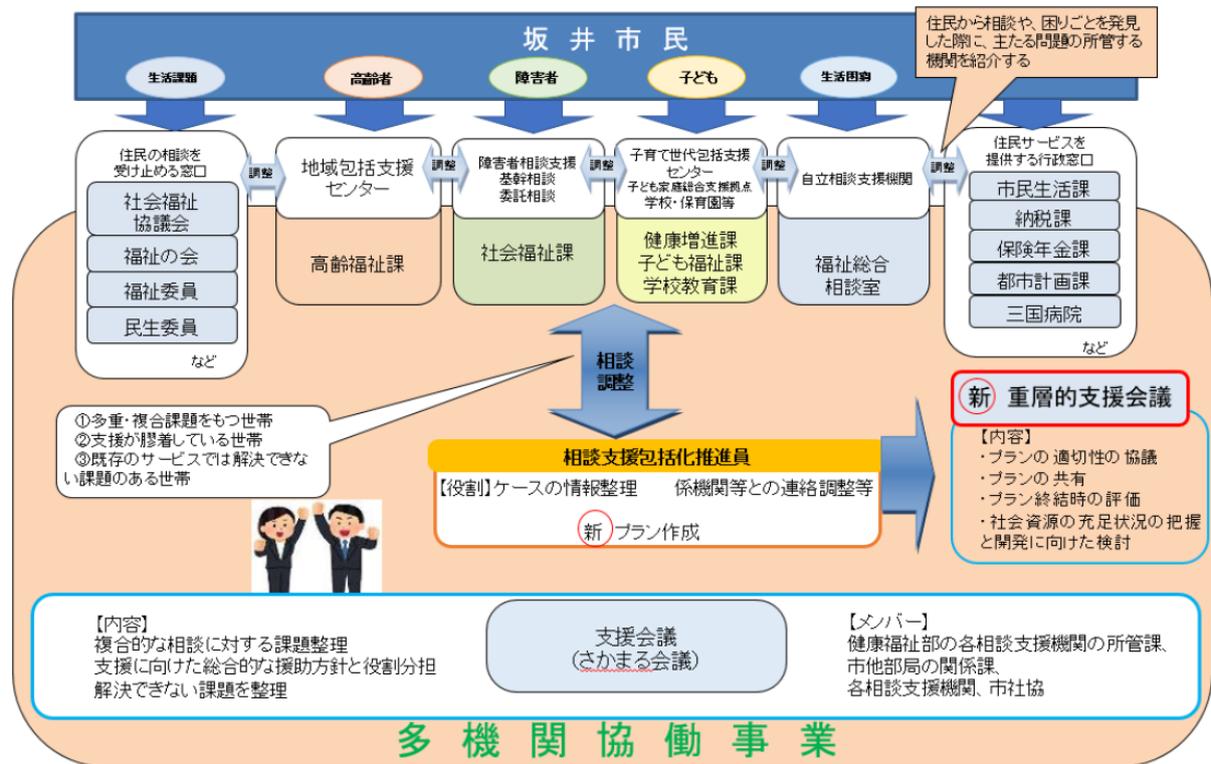
本提供体制計画の策定にあたっては、坂井市福祉総務課にて計画案を作成するとともに、計画の決定にあたっては重層的支援体制推進会議に諮るものとします。

II 重層的支援体制整備事業の提供体制

1. 包括的相談支援事業

相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。また、受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい場合には、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。

坂井市における包括的支援体制の考え方



①地域包括支援センター運営事業

1 所管課	高齢福祉課
2 事業内容	介護保険法第 115 条の 46 の規定に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などのさまざまな支援を行います。
3 支援対象者	65 歳以上の高齢者等
4 実施方式	委託：社会福祉法人 清水新生会、医療法人 茜会、 社会福祉法人 双和会、社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会
5 圏域	第 2 層圏域毎に 1 カ所（市内 4 カ所）
6 支援機関	三国地域包括支援センター、丸岡地域包括支援センター 春江地域包括支援センター、坂井地域包括支援センター
7 配置人員	地域包括支援センター毎に社会福祉士等、主任介護専門員等、保健師等をそれぞれ 1 人以上配置

②相談支援事業

1 所管課	社会福祉課
2 事業内容	障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 2 条に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供給することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。
3 支援対象者	障がい者等
4 実施方式	委託：社会福祉法人 かすみが丘学園、社会福祉法人 慶長会、 社会福祉法人 六条厚生会
5 圏域	第 1 層圏域に基幹相談支援センター、第 2 層圏域に委託相談事業所
6 支援機関	基幹相談支援センター、委託相談事業所（市内 2 カ所）
7 配置人員	基幹相談支援センター・専門職（社会福祉士）2 人、うち 1 人は相談支援に関する実務経験 3 年以上 委託相談事業所・専門職（精神保健福祉士）各 1 人

③利用者支援事業

1 所管課	子ども福祉課（基本型）、健康増進課（母子保健型）
2 事業内容	子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。 【基本型】

	<p>利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報について、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス対象者に周知を図ります。</p> <p>【母子保健型】 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に対応し、必要な情報提供等を行い、切れ目ない支援体制を構築します。保健師等は、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、全ての妊産婦等の状況を把握し、妊産婦等の支援台帳を作成します。また、支援を必要とする妊産婦等には、支援プランを作成し、関係機関と連携しながら継続的に支援していきます。</p>
3 支援対象者	子ども及びその保護者等
4 実施方式	直営
5 圏域	第1層圏域に1カ所
6 支援機関	子育て世代包括支援センター（市役所内に設置）
7 配置人員	<p>子育て世代包括支援センターに</p> <p>【基本型】 利用者支援専門員（保育士） 専任1人 利用者支援専門員（言語聴覚士） 専任1人 事務職員 兼任1人</p> <p>【母子保健型】 ※令和2年9月23日～ 保健師 専任2人 事務職員 兼任1人 計6人を配置</p>

④自立促進サポート事業

1 所管課	福祉総務課
2 事業内容	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。また、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対するさまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とします。
3 支援対象者	主に生活困窮者、社会的に孤立する者等
4 実施方式	委託：社会福祉法人 社会福祉協議会
5 圏域	第1層圏域に1カ所
6 支援機関	自立相談支援機関（市役所内に設置）

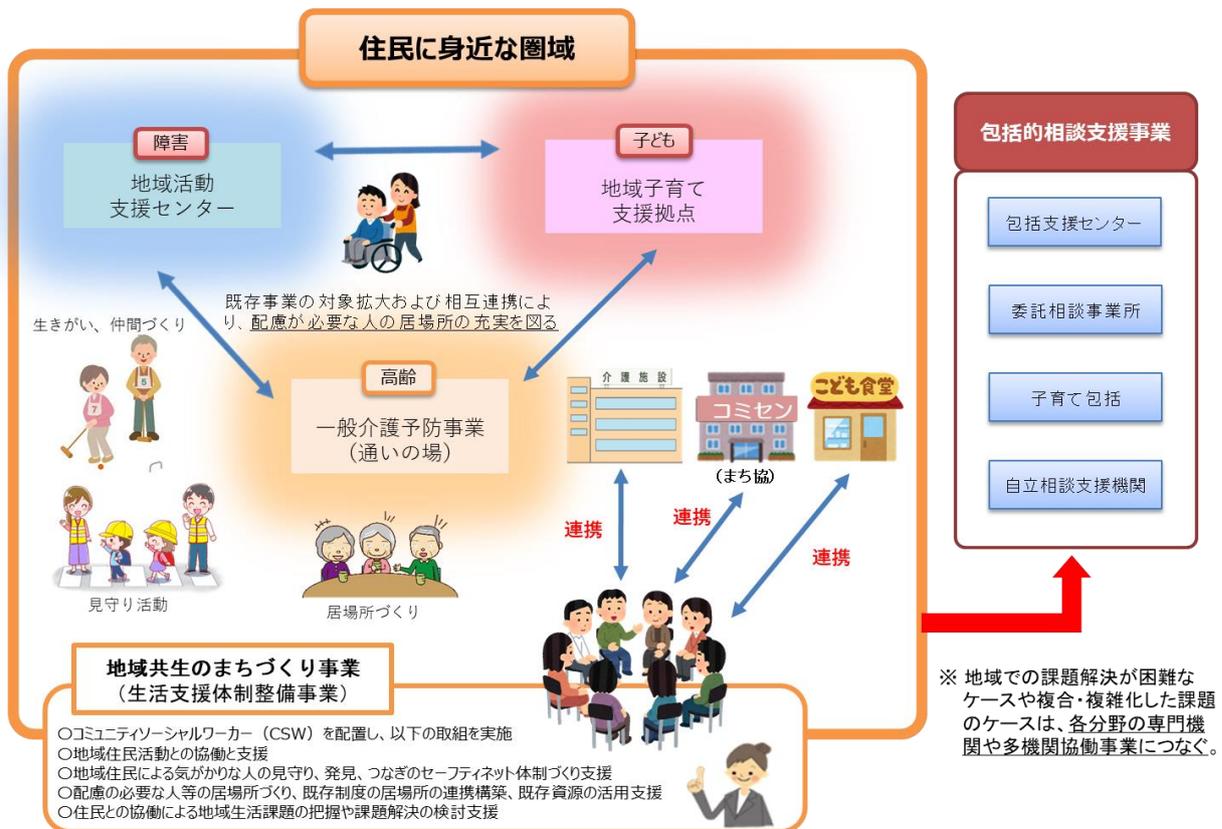
7 配置人員	自立相談支援機関に
	主任相談員（社会福祉士等） 1 人
	相談員（社会福祉士等） 1 人
	就労支援員（社会福祉士等） 1 人
	計 3 人を配置

2. 地域づくり事業

地域づくり事業は、既存の地域づくり関係の事業の取組を活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的として、2つの内容があります。

地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。（多様な「場」づくり）

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせます。（つなぎ・コーディネート役の役割）



⑤地域介護予防活動事業

1 所管課	高齢福祉課
2 事業内容	家に閉じこもりがちな高齢者に対して、人との交流を図り、要介護状態になることの予防及び生きがいを持った生活を送ることができるよう、NPO法人等の協力による介護予防拠点施設等を利用した通所型の介護予防教室を行います。
3 支援対象者	65歳以上の高齢者等
4 実施方式	委託：NPO法人、社会福祉法人 社会福祉協議会
5 圏域	第3層圏域相当の範囲で設定（圏域外での利用も可）
6 配置人員	法人毎に担当職員を配置

⑥通いの場事業

1 所管課	高齢福祉課
2 事業内容	高齢者が身近に通える場を利用し、住民主体の介護予防の活動と地域の中で見守り活動を円滑に進められるよう支援を行い、必要に応じた専門職講師等の派遣を行います。
3 支援対象者	65歳以上の高齢者等
4 実施方式	（新規地区）委託：NPO生涯体育、 （継続地区）直営（地区への講師派遣等） （従来の地区サロン）委託（社会福祉協議会）
5 圏域	第4層（区単位での実施）、第3層（福祉の会単位での実施）
6 配置人員	従来の地区サロンは事務局として委託先職員（兼務で第2層ごとに） 通いの場は地区の担い手

⑦高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

1 所管課	高齢福祉課
2 事業内容	高齢者の社会活動、文化伝承活動、地域活動の振興やスポーツ・娯楽活動・健康増進活動の推進、同好会等の育成、創作活動の振興を行い、高齢者の生きがいと社会参加を促進するよう事業を実施し、支援を行います。
3 支援対象者	65歳以上の高齢者等
4 実施方式	委託：社会福祉法人 社会福祉協議会、坂井市シニアクラブ
5 圏域	事業内容により、第1層～第3層
6 配置人員	事務局として委託先職員（兼務で第2層ごと）

⑧生活・介護支援サポーター事業

1 所管課	高齢福祉課
2 事業内容	地域の元気な高齢者が自身の介護予防を促進するため、何らかの支援を必要とする高齢者の支援を行う「生活・介護支援サポーター」を養成し、定期的に高齢者の自宅を訪問し、話し相手や安否確認、環境整備等を行います。
3 支援対象者	65歳以上の高齢者等
4 実施方式	委託：社会福祉法人 社会福祉協議会
5 圏域	第2層単位での活動が主、養成に関わることは第1層で実施
6 配置人員	委託先職員（兼務職員）

⑨坂井健康増進センター運営事業

1 所管課	高齢福祉課
2 事業内容	坂井健康増進センターの利用者に対して介護予防・健康増進に資する事業を実施し、市民の自主的な介護予防・健康増進活動の支援を行います。
3 支援対象者	65歳以上の高齢者等
4 実施方式	委託：社会福祉法人 社会福祉協議会
5 圏域	第1層圏域に1カ所
6 配置人員	委託先職員1名

⑩地域活動支援センター事業

1 所管課	社会福祉課
2 事業内容	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第77条に基づき、障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とします。
3 支援対象者	障がい者等
4 実施方式	委託：社会福祉法人 しいのみ共生会、社会福祉法人 悠々福祉会
5 圏域	第1層圏域相当の範囲で設定（圏域外での利用も可）2カ所
6 配置人員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターⅠ型（悠々福祉会） 3人以上配置（常勤2人以上）、うち専門職員（社会福祉士等）1人 ・地域活動支援センターⅢ型（しいのみ共生会） 2人以上配置（常勤1人以上）

⑪地域子育て支援拠点委託事業

1 所管課	子ども福祉課
2 事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 【ハーツ】基本事業、一般型（基本分6～7日型）、加算分（地域支援） 【もみじ】基本事業、一般型（基本分5日型） 【ゆり】基本事業、一般型（基本分5日型）、加算分（子育て支援活動の展開を図る取組）
3 支援対象者	乳幼児及びその保護者等
4 実施方式	委託：ハーツきつずはるえ（福井県民生活協同組合）、もみじアソビーノサロン（社会福祉法人丸岡福祉会もみじ保育園）、キッズハウスゆり（社会福祉法人坂井来春会）
5 圏域	第1層圏域に3カ所
6 配置人員	各拠点施設に 【ハーツ】専任8人（正規1人、臨時1人、嘱託6人） 【もみじ】専任2人（正規1人、パート1人） 【ゆり】専任4人（正規2人、嘱託1人、臨時1人） 計14人を配置

⑫子育て支援センター事業

1 所管課	子ども福祉課
2 事業内容	乳幼児及びその保護者等が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 【三国】基本事業、一般型（基本分5日型） 【丸岡】基本事業、一般型（基本分5日型） 【坂井】基本事業、一般型（基本分5日型）
3 支援対象者	乳幼児及びその保護者等
4 実施方式	直営
5 圏域	第1層圏域に3カ所
6 支援機関	市内に子育て支援センターを設置 【三国】三国運動公園健康管理センター内 【丸岡】霞の郷いきいきプラザ内 【坂井】坂井こども園内（令和3年度からは坂井健康センターに業務集約予定）
7 配置人員	子育て支援センターに計6名配置 【三国】専任2人（正規1人、会計年度再任用1人） 【丸岡】専任2人（正規1人、会計年度再任用1人） 【坂井】専任2人（正規1人、会計年度再任用1人）

⑬地域共生のまちづくり事業

1 所管課	福祉総務課
2 事業内容	<p>「多様な日常生活を支える仕組みの充実」と「生きがいや介護予防につながる社会参加の機会の確保」を一体的に推進するため、コミュニティーソーシャルワーカー（生活支援コーディネーター以下CSW）を配置し、身近な生活圏域において、地域住民等と一緒に、地域資源の把握や不足するサービス支援の創出、ボランティア等の担い手の発掘、地域住民に対する活動の普及啓発などを行います。</p> <p>また、CSWは高齢者の生活課題に限らず分野を超え、地域全体の課題解決に取り組むことや支え合いの仕組みづくりを考え、住民主体による地域づくりを後方から支援していきます。</p>
3 支援対象者	65歳以上の高齢者等、関係機関、協議体
4 実施方式	委託：社会福祉法人 社会福祉協議会
5 圏域	第1層圏域1カ所、第2層圏域に4カ所
6 配置人員	第1層圏域1名、第2層圏域に4名

3. 多機関協働事業

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、坂井市における包括的な支援体制を構築できるよう支援をおこないます。また単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を検討する支援をおこないます。

⑭多機関協働による包括的支援体制構築事業

1 所管課	福祉総務課
2 事業内容	相談支援包括化推進員を配置し、高齢者や障がい者、子育てといった分野別の相談支援体制の適切な役割分担を図りつつ、これらと連動し、地域全体の包括的な支援体制を構築する。
3 実施方式	直営
4 圏域	第1層圏域に1カ所
5 配置人員	福祉総務課に相談支援包括化推進員2人を配置。

4. 参加支援事業

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングをします。また、新たに社会資源にはたらきかけ、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくりだします。

⑮参加支援事業

1 所管課	福祉総務課
2 事業内容	社会資源に働きかけ、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充等を図り、柔軟に本人や世帯のニーズや状態に合った形で社会参加に向けた支援メニューをつくります。参加の場や働く場とのマッチングの際には、受け入れ先の状況もアセスメントした上でマッチングを行います。
3 実施方式	委託：社会福祉法人 社会福祉協議会
4 圏域	第1層圏域に1カ所
5 配置人員	自立相談支援機関に参加支援コーディネーター2人（社会福祉士等）を配置。

5. アウトリーチ事業

支援につながることに拒否的な人など、必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけをおこない、必要な支援をとどけます。

⑯アウトリーチ事業

1 所管課	福祉総務課
2 事業内容	支援を拒否しているなどセルフネグレクトの状態にあるなどして、必要な支援が届いていない人に支援を届けます。本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに力点をおきます。
3 実施方式	委託：社会福祉法人 六条厚生会
4 圏域	第1層圏域に1カ所
5 配置人員	委託相談支援事業所にアウトリーチ支援員1人（社会福祉士等）を配置。

Ⅲ 重層的支援体制整備事業の推進体制

重層的支援体制整備事業実施計画は、年度ごとに実施状況等を確認した上で、施策の充実や見直しについて協議を行い、円滑な事業実施に努めます。

計画の評価にあたっては、地域共生社会推進会議、相談支援・地域づくり合同会議等を活用し、毎年度、実施計画の策定の際に実施計画の評価も行い、PDCA サイクルをまわしていきます。

①地域共生社会推進会議

1 目的	重層的支援体制整備事業実施計画に位置付ける第3次坂井市福祉保健計画の基本理念に掲げた、「誰もが笑顔で暮らせる活力ある地域共生社会の実現」に向けた、本市の包括的支援体制の整備を目的とします。
2 構成	○(1) 学識経験者 ※福祉保健総合計画個別計画部会長 ○(2) 関係団体等 ※医師会・市社協・民児協 (3) 関係部局長 ※総合政策・産業環境・建設・市民福祉・教育
3 内容	・重層的支援体制整備事業実施計画（年度版）の策定・評価・検証 ・その他福祉政策に関すること

②相談支援・地域づくり合同会議

1 目的	重層的支援体制整備事業提供体制計画に基づいた、「相談支援」・「参加支援」・「地域づくりに向けた支援」に関する各事業の効果的な実施体制の整備を目的とします。
2 構成	○(1) 学識経験者 ○(2) 各地区包括支援センター ○(3) 基幹型障害支援センター・障害者相談支援事業所 (4) 福祉分野の行政担当課（福祉総務課、社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、子ども福祉課） (5) 行政内の関係課（上下水道課、都市計画課、納税課、保険年金課、三国病院等）
3 内容	(1) 必要な制度、施策、相談体制の在り方についての検討 (2) 会議体やその分野で抱える課題の把握および解決検討 (3) 個別会議等から明らかとなった地域住民が抱える福祉ニーズの把握および解決検討 (4) 地域に不足する社会資源の創出検討 (5) 上記目的のために必要となる研修開催 等

③課題別の協議会

1 目的	相談支援・地域づくり合同会議、重層的支援会議、さかまる会議等の実施により明らかになった分野を横断する地域課題等について、解決策を検討します。
2 構成	課題解決のために関係する有識者、部署、機関等により柔軟に組織

④事務局会議（チーム会議）

1 目的	各分野の課題の把握、重層的支援体制推進会議の企画の立案を行います。
2 構成	(1)福祉分野の行政担当課の参事補佐級など（福祉総務課、社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、子ども福祉課） (2)市社会福祉協議会

⑤重層的支援会議

1 目的	関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、社当該ケースのプランを共有および、プランの適切性を協議するところです。
2 構成	相談支援包括化推進員、CSW、アウトリーチ支援員、参加支援コーディネーター、その他課題解決のために関係する支援者等を柔軟に招集

⑥支援会議（さかまる会議）

1 目的	守秘義務をかけることにより構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や必要な支援体制の検討するものです。
2 構成	(1)福祉分野の行政担当課の担当者など（福祉総務課、社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、子ども福祉課） (2)相談支援包括化推進員、アウトリーチ支援員、参加支援員